

児童の福祉の増進を目的とする法律であり、本来、思春期の児童の社会適応能力を高める施策が必要であるが、前述のとおり、この年代の児童に係る行政課題としては、児童家庭行政にとどまらず、警察・法務行政、文教行政などにも幅広く関係するものであり、児童家庭行政からのアプローチが進まないというのが実情であった。

しかしながら、例えば、近年の非行の低年齢化傾向、学校における学級崩壊、いじめ、引きこもり、不登校など、思春期の青少年で様々な悩みを抱える者が増加しており、児童家庭行政からの問題解決に向けた積極的な取組みが強く求められている。とりわけ、この課題については、これまで発生した後での取組みが中心であったが、今後は未然防止の観点から、児童の社会適応能力を高める施策が重要となる。

なお、この分野に係る政策評価指標としては、①以下のものが挙げられるが、結論を先に申し上げると、いずれにも一長一短があり、適切な評価指標を見出すことができなかつた。私自身の力不足だけでなく、これまでの児童家庭行政の取組みの遅れもその一因であると考えられるが、いずれにしてもこの政策課題に係る今後の自治体の積極的な取組みを切に希望する。

① 非行発生率

従来、非行については、警察・法務行政による対応が中心であり、年代的にも思春期以降の学生・生徒がその主体となる場合が多かったが、近年、非行の低年齢化が進み、より早い段階での対応が求められており、乳幼児期のしつけなどの子育て策とともに健全育成策の充実により対処する必要が高まっている。とりわけ、非行が発生することはとりもなおさず、児童自身が問題を抱えていることの証左であり、社会適応能力の向上など健全育成が十分なされていないことの結果であると考えられる。

指標化に当たっての問題点としては、非行の発生と児童家庭行政における児童健全育成策との間にどれほどの相関関係があるかについての資料が乏しく十分な検証ができないため、指標としての有効性について確定できないことが挙げられる。また、警察・法務等他の行政分野との関係も深いため、指標として採用する場合にはこれらとの連携の強化が前提となる。

② 放課後児童クラブの設置数（又は小学校区ごとの設置割合）

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は小学校低学年の児童を対象として、学校の放課後における活動に際して、遊びや勉強の機会を与えることにより、児童自身の社会適応能力の向上を高める施策である。近年、児童福祉法において制度が位置づけられ、その実施責務を自治体が負うこととされている。自治体ごとに児童の置かれた状況は異なっており、その実施形態も直営方式から補助方式まで様々である。こうした動きを踏まえて、放課後児童クラブの設置数（又は小学校区ごとの設置割合）を政策評価指標とすることも考えられる。また、対象児童数（又は対象年齢児童数全体に対する対象児童数の割合）を採用することも一つのアイデアで

ある。

指標化に当たっての問題点としては、放課後児童クラブの設置（あるいは児童の利用）そのものが児童の社会適応能力の向上に直接つながるものとはいえず、成果指標というよりはむしろ活動指標としての性格を有するため、過渡的な指標になると考えられる。より成果指標に近づけるためには、放課後児童クラブを単なる保育所代わりとするのではなく、名実ともに児童の社会適応能力向上のためのものとなるよう機能強化することが望ましい。

③ 児童館を利用する児童の割合（中学生、高校生の割合）

児童館は子育て家庭への児童養護能力向上の機能と児童自身の社会適応能力向上の機能の両面を有している施設である。前述のとおり、近年の児童館の課題として、比較的高年齢の児童の勉強や遊びの場としての機能の確保に取り組むようになってきている。したがって、特に中学生や高校生に対して社会適応能力を高める施策を推進する上で児童館の存在が今後重要となると考えられ、これらの高年齢児童に対する健全育成策の評価指標として、児童館を利用する児童数を位置づけることも検討に値するのではないかと考えられる。

指標化に当たっての問題点としては、放課後児童クラブと同様に活動指標の性格が強いこと、一層の機能強化が必要となることなどが挙げられる。

(4) 合計特殊出生率について

近年、全国的な傾向として少子化すなわち合計特殊出生率の低下が進行しており、何らかの対策を講じる自治体が目立ってきている。多くの自治体において、少子化対策として、子どもを生き育てやすい環境づくりの推進との観点から、保育施策の充実が図られたり、子育て機能の強化策や出産祝い金など独自施策としての手当給付が実施されたりしている。こうしたことから、合計特殊出生率を児童家庭施策全般についての政策評価指標とすることができるのではないかと考えられる。

保育施策を始めとする各種の児童家庭施策を充実させることは、安心して子どもを出産することにつながるものであり、合計特殊出生率の改善に寄与する性格を有する政策であることはほぼ間違いないと考えられる。しかしながら、現段階では政策評価指標としてこれを用いることは適切ではないと考えている。その理由としては次のとおりである。

- ① 政府及び自治体が一体となった取組みにも関わらず、少子化傾向（合計特殊出生率の低下）は未だ改善しているとはいえない。
- ② その原因として、児童家庭施策への取組みの遅れにより効果が十分出ていることも考えられるが、それだけではなく、そもそも晩婚化傾向や夫婦が子どもを欲しがっていない（いわゆるディンクス傾向など夫婦世帯における平均出産児童数の減少）など理想とする子どもの数に関しても多様化の傾向が顕著となっていることも挙げられる。

- ③ また、少子化の改善に寄与する施策としては育児休業制度などもあり、さらには、家計への経済的圧迫が児童数を低下させる原因であるとの指摘がある上、女性の就業率との関係でも諸説が存在する現状では、児童家庭施策の充実のみで少子化改善が可能であるとは考えられない。
- ④ いずれにしても、合計特殊出生率が低下する中で指標として採用した場合、たとえ児童家庭施策への取組みが十分なされても、指標による評価では逆の結果となることも考えられるなど、実態との乖離が生じるおそれがある。

上記とは若干矛盾するが、最近自治体によっては合計特殊出生率の改善傾向が見られるところも出てきた。この傾向が児童家庭行政の成果といえるかどうかについてさらに検討が必要であるが、いずれにせよ、少子化対策という従来の児童家庭施策を超えた枠組みを取り入れて、指標化することは、非常に意義があるが、反面、技術的には困難を伴うことに相違ない。

5 自治体における検証結果

以上のことから、児童家庭分野における政策評価指標として、保育施策については認可保育所における（一般保育に係る）待機児童率、子育て支援策については虐待発生率を採用することが適切と考えている。以下、これらの指標を用いて、岡山市における児童家庭施策の成果に係る検証を行うこととしたい。

(1) 岡山市の特徴

岡山市は岡山県の県庁所在都市として、政治、経済、文化、交通の中心的な役割を果たしており、平成8年度からは中核市となっている。都市規模としては、面積が513.28平方キロメートル、世帯数が248,170世帯、人口が629,266人となっている（いずれも平成14年4月1日現在）。

① 岡山市の保健福祉に関する特徴

岡山市は中核市であるため、市としての権利義務を有するほか、都道府県が有する権限の大半を有している。児童家庭分野については、児童相談所に関する機能以外はすべての権限を有している。なお、現在、周辺市町との合併の話が持ち上がっており、その結果により政令指定都市になる可能性もあるが、その場合、児童相談所を設置し、その権限を有することとなる。

岡山市においては、広大な市域に居住する多くの市民が保健福祉サービスを公平かつ気軽に受けられるよう、市域を六つに区分して、それぞれの

区域ごとに福祉事務所を設置している。この結果、各福祉事務所ごとに所管区域内に約10万人の市民を対象として窓口業務を中心に事務を行っている。児童家庭分野に関する業務としては、保育所に係る申請の受付だけでなく、保育所入所に係る調整も行っている。

保健福祉に関する行政課題に取り組むため、保健福祉局が設置されている。保健福祉局内には保健部、福祉部、子育て勤労部の三つの部が置かれているが、このうち、児童家庭施策を実施するのは主として子育て勤労部であり、乳幼児医療費制度や福祉事務所に係る施策全般などを福祉部が、乳幼児健診など母子保健に係ることを保健部が担当している。

② 岡山市の児童家庭施策の最近の課題

岡山市においては、政策目標として中核世代（30代、40代の働き盛りの世代）の人口増を目指しており、これらの世代に属する者が児童家庭施策の対象となる機会が多いことから、児童家庭施策の充実を重点的な課題と位置づけて取り組んでいる。例えば、子育て勤労部は平成14年度に新設されたものであり、この児童家庭施策の推進の一環として行われたものである。最近の児童家庭施策の課題は様々であるが、以下、そのうちの主なものを取り上げる。

ア 保育施策関連

保育施策については、子育て勤労部に設置された保育課が中心となって取り組んでいる。後述するが、待機児童ゼロが最大の行政課題及び施策目標であり、現段階（平成14年度末）では達成できている。市内でも中心部から4～5キロメートル離れた新興住宅地において保育需要の伸びが著しく、待機児童も当該地域を中心に発生している。最近では、中心部などでの幼稚園施設の利用、居住地域だけでなく通勤先地域での保育所の利用促進などの手法も活用しながら解決を図っている。また、幼稚園との連携については、施設利用だけでなく、共通のカリキュラムの取りまとめ、保育所と幼稚園が一体となった施設の運営等にも取り組んでいる。

今後の課題として、休日保育、延長保育、障害児保育などの特別保育の充実や、市内中心部などに設置した子育て支援センターの利用促進が挙げられる。

特別保育事業 実施状況一覧

園 数	H5.4	H6.4	H7.4	H8.4	H9.4	H10.4	H11.4	H12.4	H13.4	H14.4	H15.4 (予定)
	公立	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
私立	44	44	44	44	45	45	46	46	48	52	54
計	87	87	87	87	88	88	89	89	91	95	97
乳児保育	38	39	39	39	39	39	41	41	42	43	43
私立	44	44	44	44	45	45	46	46	48	52	54
計	82	83	83	83	84	84	87	87	90	95	97
延長保育	0	0	0	0	0	0	1	4	6	12	20
私立	5	8	11	18	25	29	31	32	37	50	52
計	5	8	11	18	25	29	32	36	43	62	72
一時保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
私立	4	5	5	5	5	6	6	9	16	23	27
計	4	5	5	5	5	6	6	9	16	23	28
地域子育て 支援センター											
公立				0	0	0	0	0	0	1	1
私立				3	4	4	6	10	13	14	17
計				3	4	4	6	10	13	15	18

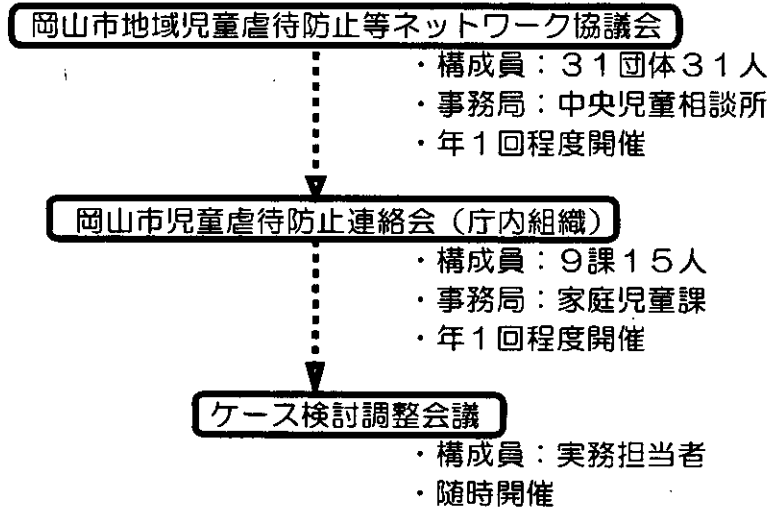
イ 児童虐待対策関連

児童虐待対策については、制度上は児童相談所が中心的役割を担うこととされており、児童相談所を有しない岡山市では、幅広い施策を様々な課において実施している。第一にできるだけ早期の段階で虐待の芽を発見するために、保健所において健診を受けに来た親子の状況を保健師がチェックしている。また平成14年度からは、健診を受けない家庭に対する訪問事業に取り組んでいる。第二に家庭内の児童養護機能を高めるために、保健所において親子教室や親子クラブの運営を行うほか、上記の子育て支援センターにおいて子育て相談に応じたり、しつけ教室を開催している。第三に専門的機能を有する児童相談所との連携を確保するため、対外窓口の機能を子育て勤労部家庭児童課に設けて児童相談所の児童福祉司との懇談を行ったり、具体的な事例が発生した場合には、連絡調整を行っている。

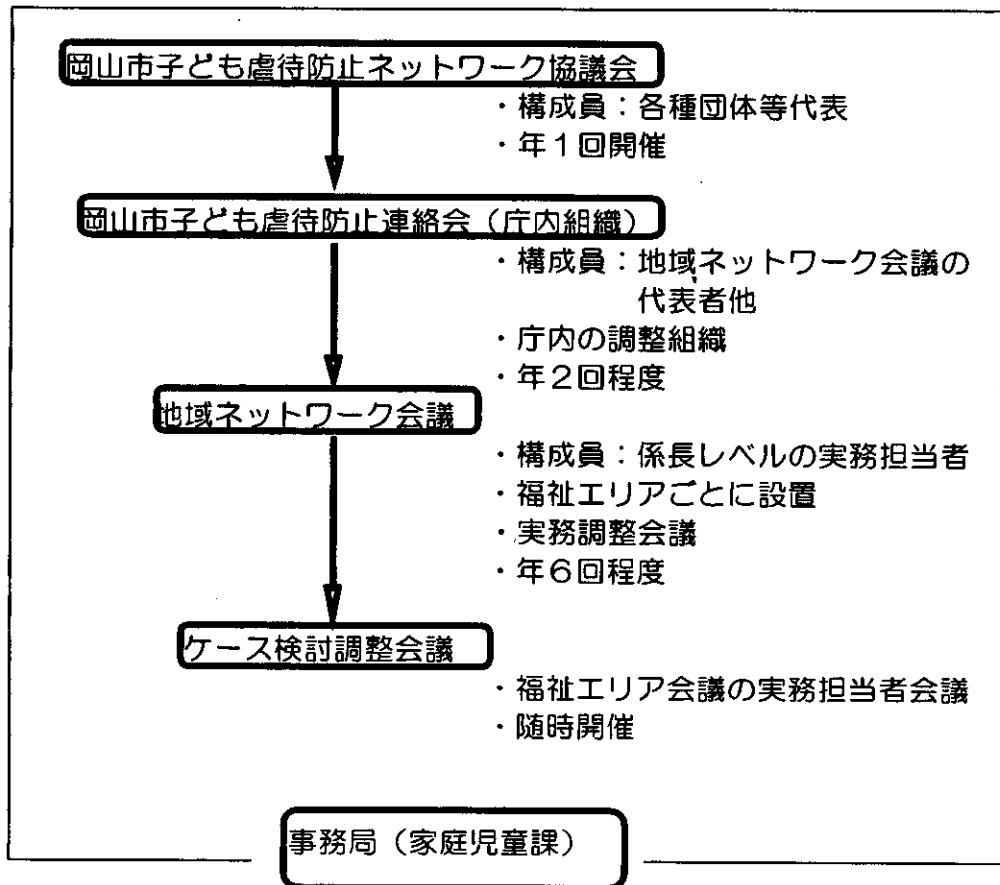
また、平成13年度からは市内の東部に位置する西大寺地区に福祉事務所、警察、学校などの行政担当者が参画して児童虐待対策に取り組むための検討会議を設置し、県の指導の下虐待事例への早期対応に取り組んでいたが、さらに、平成14年度からは岡山市が主体的に取り組むこととして、新たに岡山市子ども虐待防止ネットワーク協議会を岡山市に設置（平成15年1月）するとともに、庁内組織の強化も図った。加えて、平成15年度からは福祉事務所単位に地域ネットワーク会議を開催することとしている。

岡山市における児童虐待防止のための体制

従前



新体制



岡山市子ども虐待防止ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、次代を担う子ども達の笑顔があふれ、いきいきと健やかに育つ地域づくりをめざすと共に、増加傾向にある子どもの虐待に対する総合的対策を講じる上で、関係機関や関係団体等による情報交換と、有機的な連携等を図るため、岡山市子ども虐待防止ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの健全な育成の推進に関すること
- (2) 子ども虐待防止にかかる情報交換・連絡調整に関すること
- (3) 子ども虐待防止の具体化に向けた調査・研究に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織するものとし、学識経験者、福祉関係者、教育関係者、行政機関の職員等の中から市長が委嘱し、または任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長を各1名おき、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故がある時は、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員及び会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、岡山市保健福祉局子育て勤労部家庭児童課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年1月29日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に委嘱し、又は任命する委員の任期の終期は、平成17年3月31日までとする。

ウ 放課後児童クラブ関連

岡山市においては、放課後児童クラブに関する事務は子育て勤労部勤労福祉課が担当している。クラブ運営については、小学校区ごとに、学校側、保護者側、地域側の三者の委員で構成される運営委員会を設けて自主的に行うこととしており、小学校内の空き教室又はプレハブ建築物に小学校低学年の児童が放課後に集まり、有償ボランティアと位置づけられた児童指導員の指導の下、遊びや勉強を行っている。岡山市の関与としては、運営に必要な補助金を支出するほか、クラブの運営方針の共通事項を作成して提示するなどの活動を行っている。

最近、岡山市でもクラブへの入所希望者が増加しており、従来の教室では手狭となり一部の児童の入所を断るクラブが出ているほか、児童の絶対数の少ない周辺地域では設置に必要な児童数が確保できず、クラブの設置が進まないという問題が生じている。また、障害児が一般の学校に通学するケースが増加しているが、これら障害児がクラブに入所を希望するケースも増えており、何らかの対応が必要な状況となっている。

こうした問題点を踏まえ、平成14年8月には「放課後児童健全育成事業の充実に向けて－児童クラブを中心に－」との報告書を取りまとめた。同報告書では、児童クラブ設置の際の基準緩和（20人以上→10人以上、小学校敷地外での開設許可）、障害をもつ児童の受入れの促進（運営費加算、拠点施設での試行）等に取り組むほか、放課後児童対策の充実のために保育所や児童館でも新たな取組みを進めるとの考えを打ち出している。また、新たに「岡山市放課後児童健全育成事業推進のための基本指針」を取りまとめたほか、市の内部調整組織として「岡山市児童クラブ連絡調整会議」を、児童クラブ設置の際の審査機関として「岡山市放課後児童対策審査会」をそれぞれ設けることとした。

岡山市放課後児童健全育成事業推進のための基本指針

(平成14年10月10日制定)

核家族化の進行、女性の社会参加等に伴い、放課後児童対策のますますの充実が求められる中で、次の事項を基本にしながら、子どもの視点にたつて強力な推進を図ります。

1 放課後児童対策の推進にあたっての基本姿勢

- (1) 運営委員会方式による児童クラブを全市的に拡大することを基本にしながら、1小学校区に1クラブの設置をめざします。
- (2) 児童クラブは、「遊びと生活の場」とともに、「地域の教育力を活かした社会教育の場」として、地域の支えで地域の子ども達の健全な育成に取り組みます。
- (3) 運営委員会方式による児童クラブが何らかの理由でできない場合、あるいは、クラブがあっても大規模な場合などに、補完的な取組として、協力が得られる保育園等での放課後児童対策の実施を個々に検討していきます。
- (4) 障害児の放課後児童対策については、重い障害をもつ放課後児童を対象として、拠点的な施設での試行的な取組を踏まえながら、そのあり方を検討します。
- (5) このような放課後児童対策を総合的に進め、希望するすべての放課後児童の受け入れをめざします。

2 運営委員会方式によるクラブ運営の基本

「岡山市」「運営委員会」「指導員」「保護者」が、次のような役割と責任を果たしながら、協働して取り組みます。

「岡山市」 事業の推進、クラブの設置認可、運営費補助等

「運営委員会」 クラブの運営、指導員の選任、児童の入会決定、指導員等の研修
(連合会)等

「指導員」 児童の指導等

「保護者」 子育て、指導員との連携等

3 放課後児童対策を充実するための補完的な取組

運営委員会方式による児童クラブを補完する取組として、次のとおり進めます。

(1) 協力保育園での放課後児童対策の実施

補完的な取組として、保育園で放課後児童対策を実施する必要がある場合、協力が得られる保育園(社会福祉法人等)に委託する制度を新たに設けます。

なお、個々の適否等については、岡山市放課後児童対策審査会に諮った上で決定します。

(2) 児童館における放課後児童対策の取組

児童館では、全児童対策の中で放課後児童に着目した施設運営に心掛け、放課後児童対策の一翼を担うよう取り組みます。

岡山市児童クラブ連絡調整会議設置要綱

1 趣 旨

教育委員会と保健福祉局とが、児童クラブの設置・運営等について必要な調整を図るため、岡山市児童クラブ連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

2 調整事項

(1) 余裕教室の活用

余裕教室活用検討委員会（教育委員会所管）との連携による調整

(2) プレハブ教室の設置

(3) 幼稚園等の活用策

(4) 児童クラブの運営

(5) その他必要事項

3 構 成

(1) 構成員は、別表のとおりとする。

(2) 構成員の任期は、就任の日から役職を退く日までとする。

4 役 員

(1) 連絡調整会議に会長及び副会長を置く。

(2) 会長に子育て勤労部長、副会長に教育委員会事務局管理部長をそれぞれ充てる。

5 運 営

(1) 連絡調整会議は、必要に応じて会長が招集する。

(2) 構成員が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 事 務 局

連絡調整会議の庶務は、保健福祉局子育て勤労部勤労福祉課において行う。

7 そ の 他

この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月10日から適用する。

岡山市放課後児童対策審査会設置要綱

(設置)

第1条 児童クラブの適正な配置等、放課後児童対策の実施方法について審査を行うため、岡山市放課後児童対策審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 岡山市児童クラブ補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）第3条の規定による小学校敷地外での運営委員会方式による児童クラブの設置認可に関すること。
- (2) 保育園における児童クラブ補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）第4条の規定による保育園における放課後児童健全育成事業の必要性に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、保健福祉局子育て勤労部勤労福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月18日から施行する。

(2) 保育政策に関する評価

保育施策に関する岡山市の全般的な課題は前述のとおりである。認可保育所に係る待機児童の解消がその最大の目標であるが、こうした方針が明確に打ち出されたのは、平成11年に新市長に就任した萩原市長の下であった。同市長は同年の選挙公約として保育所待機児童ゼロを打ち出し、就任するや公約にしたがい、待機児童の解消に取り組み、成果を挙げたものである。

萩原市長就任以前の状況について簡単に述べると、まず、岡山市における待機児童数は、平成10年10月に772名というピークを迎えた。その理由としては、核家族の増加や共働き世帯の増加等が考えられる。特に岡山市は女性就労人口の割合が比較的高く、全国的な女性就労人口増の傾向を先取りした影響があったとも考えられる。また、近年、保育所入所の対象となる年齢における児童数そのものはほとんど変化がないが、保育所入所希望者が増加する一方、幼稚園入所希望者は減少しているという実態があり、その影響も大きかった。その後、待機児童数については平成11年4月に616名とやや減少したものの同年度中はほとんど改善が見られなかったと考えられる。なお、当時の保育課では、半年に一度しか待機児童数の調査を行っておらず、この間の詳細な変動は把握が困難である。

平成11年2月に萩原市長が就任後は、待機児童の解消に向けて本格的に取り組むようになった。まず、定員数、入園児童数、待機児童数という施策の達成に必要な基本データの収集を毎月行うこととして、それぞれの月単位の変動状況を把握しようとした。これにより、入園児童数の月ごとの変動の状況を詳細に把握することが可能となった。例えば年度当初は、前年度末から大量の卒園者が出るため、一時的に入園希望者が減少する。しかし、年度中途から育児休業明けの理由によるゼロ歳児の入所希望が随時あるため、年度末に向けて入所者数は一直線に上昇する。これについては、ゼロ歳児であっても事前に申請を受け付けるため実際に入所するまでの間にある程度の対応が可能である。すなわち、本来の定員を超えても人員配置や入所児童1人当たり面積という基準がクリアできていれば一定割合までは保育所に受け入れてもらえる。しかしながら現実には理屈通りには進まず、年度途中で受入れを増加するためには臨時職員を雇うなど施設側にも負担が生じることもあり、平成11年度中は待機児童数が概ね600名前後の水準で推移していた。

待機児童解消へ向けて本格的な取組みが行われるようになったのは平成12年度からである。この年の4月には前月の627名から一気に403名へと224名分もの減少が見られた。これは、保育所の増築等により、市内の保育所全体の定員を9,062名から9,307名へと245名分も増加させた効果が挙げたものである。また、0歳児の受入れに伴い、年度途中から入園希望の児童数が増加することについては、引き続き厚生労働省（当時は厚生省）の認める年度中途での定員を超えた受入れ制度を利用して、対応可能な保育所にお願いし受入れを進めた結果、同年度中は

ほぼ200名以下の水準で推移した。こうした施策自体は前年度から引き続いて行われたものであるが、この年は取組みを初めて2年目であり、市の方針について民間施設を中心とした保育所側の理解を得られるようになったことが大きく影響したものと考えられる。

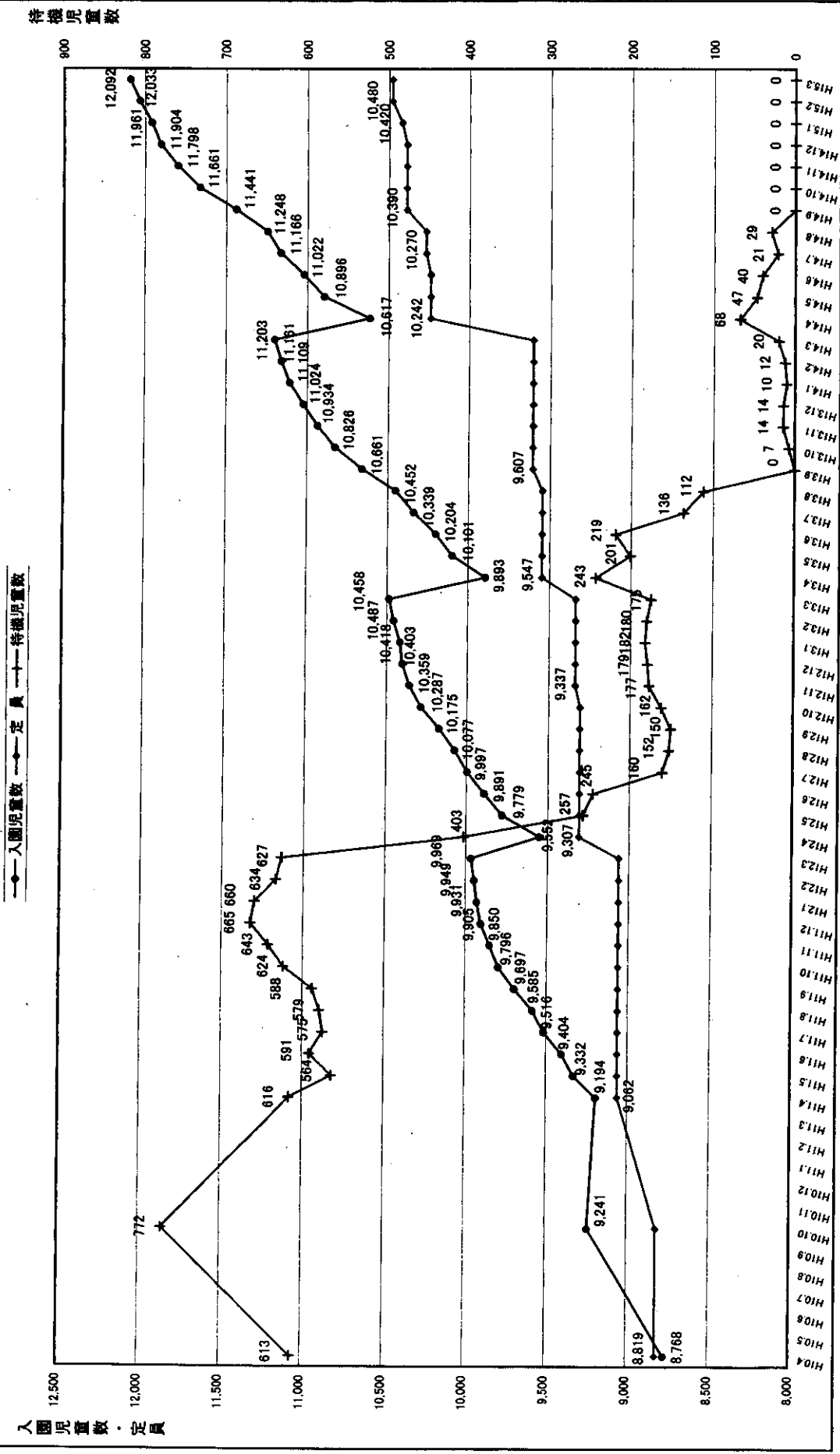
その後、平成13年度に入っても、新築、増築等による定員枠の拡大や保育所の協力を得て行う年度中途での定員を超えた受入れを活用し、平成13年度当初には待機児童数243名であったのが、同年9月には一時ではあるが待機児童数ゼロを達成した。この年度には、従来の施策に加えて、福祉事務所による調整を積極的に行ったことも減少につながっている。すなわち、保育需要の多い地域では希望した保育所に入所することが困難となる場合があったが、近隣で受入れが可能な保育所を紹介したり、通勤途中にある保育所を紹介するなどしてできるだけ既存の保育資源の活用を図ることとしたものである。

また、平成14年度には前年度から定員数を一気に695名分も増加し（9,547名→10,242名）、その後も適宜定員増などの措置を行って、同年9月以降は待機児童数ゼロを継続している（平成15年3月まで）。岡山市における待機児童解消に向けた取組みの特徴として、第一に定員数の大幅な増加が挙げられる。本格的に取組みを開始する直前の平成11年度末から比較すると、平成15年3月までの3年間に1,418名分の増加（9,062名→10,480名）を行っている。この間の待機児童の減少数は627名であり、単純に考えると、待機児童を完全に解消するために、当初の待機児童数の二倍以上の定員増が必要であったことになる。これは入所希望者の増加によるものだが、その背景としては、「供給が需要を呼ぶ」といわれる保育所の新設による需要掘り起こしが関係するほか、前述のような近年の保育所需要増が影響していると考えられる。第二の特徴は、入所希望者の多い保育所を中心に行政主導で定員を超えた受入れを実施したことである。岡山市の場合、市立よりも社会福祉法人立（私立）の保育所の方が入所希望者数が多く、特に民間保育所には積極的な対応をお願いし、官民一体となって取り組んだ。第三の特徴は、福祉事務所による積極的な調整と斡旋である。新興住宅街など子育て世帯の多く居住する地域にある保育所や新設保育所には入所希望が殺到するが、通勤途上にある市の中心部の保育所など親が利用可能な保育所に関する情報を幅広く提供するなど、保育需要に柔軟に対応できるように努めた。

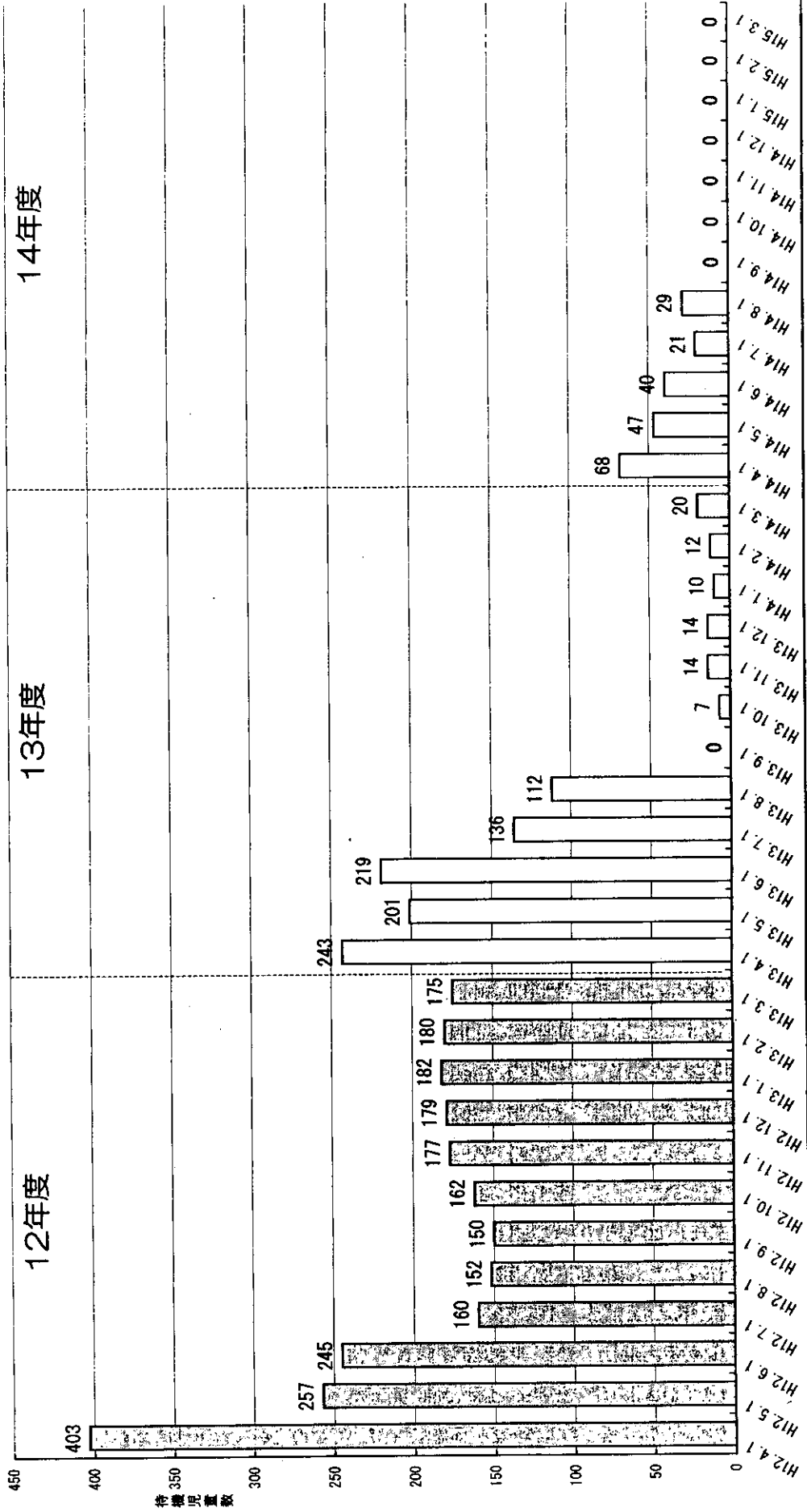
このように、岡山市においては、多くの課題を抱えながらも様々な行政手法を駆使して待機児童ゼロを達成しかつ継続しているものである。

なお、今後の課題としては、「延長保育」などの特別保育への積極的な対応が挙げられる。すでに、休日保育、障害児保育、病児保育等に一定の成果を挙げてきているが、今後さらに24時間型保育の実施園の確保など需要に対応した取組みを広げていく必要がある。

保育園入園児童数と待機児童数の推移【各月1日現在】



保育園待機児童数の推移



保育園待機児童数の推移

平成12年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
待機児童数	85	40	39	32	39	19	22	24	24	26	28	24
0歳	63	38	42	25	21	27	31	37	39	34	37	38
1歳	83	52	48	38	37	36	43	39	37	41	38	38
2歳	89	65	62	39	31	38	34	38	36	37	34	30
3歳	49	34	30	15	15	19	20	24	27	26	25	26
4歳	34	28	24	11	9	11	12	15	16	18	18	19
5歳	403	257	245	160	152	150	162	177	179	182	180	175
合計	9,307	9,307	9,307	9,307	9,307	9,307	9,307	9,337	9,337	9,337	9,337	9,337
定員	245	472	584	690	770	868	980	1,022	1,066	1,081	1,121	1,150
定員超え	9,552	9,779	9,891	9,997	10,077	10,175	10,287	10,359	10,403	10,418	10,458	10,487
入園者数												

平成13年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
待機児童数	25	14	27	15	20	0	7	10	2	3	4	5
0歳	49	36	44	20	15	0	0	1	5	5	7	9
1歳	44	45	42	33	23	0	0	1	3	1	0	2
2歳	53	47	46	28	21	0	0	1	1	1	1	3
3歳	54	43	42	29	21	0	0	1	3	0	0	0
4歳	18	16	18	11	12	0	0	0	0	0	0	1
5歳	243	201	219	136	112	0	7	14	14	10	12	20
合計	9,547	9,547	9,547	9,547	9,547	9,607	9,607	9,607	9,607	9,607	9,607	9,607
定員	346	554	657	792	905	1,054	1,219	1,327	1,417	1,502	1,554	1,596
定員超え	9,893	10,101	10,204	10,339	10,452	10,661	10,826	10,934	11,024	11,109	11,161	11,203
入園者数												

平成14年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
待機児童数	4	2	2	2	7	0	0	0	0	0	0	0
0歳	14	9	9	6	7	0	0	0	0	0	0	0
1歳	15	12	8	3	5	0	0	0	0	0	0	0
2歳	23	11	9	4	5	0	0	0	0	0	0	0
3歳	9	8	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0
4歳	3	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
5歳	68	47	40	21	29	0	0	0	0	0	0	0
合計	10,242	10,242	10,242	10,270	10,270	10,390	10,390	10,390	10,390	10,420	10,480	10,480
定員	375	654	781	896	978	1,051	1,271	1,408	1,514	1,540	1,553	1,611
定員超え	10,617	10,896	11,022	11,166	11,248	11,441	11,661	11,798	11,904	11,960	12,033	12,091
入園者数												

(3) 子育て支援策に関する評価

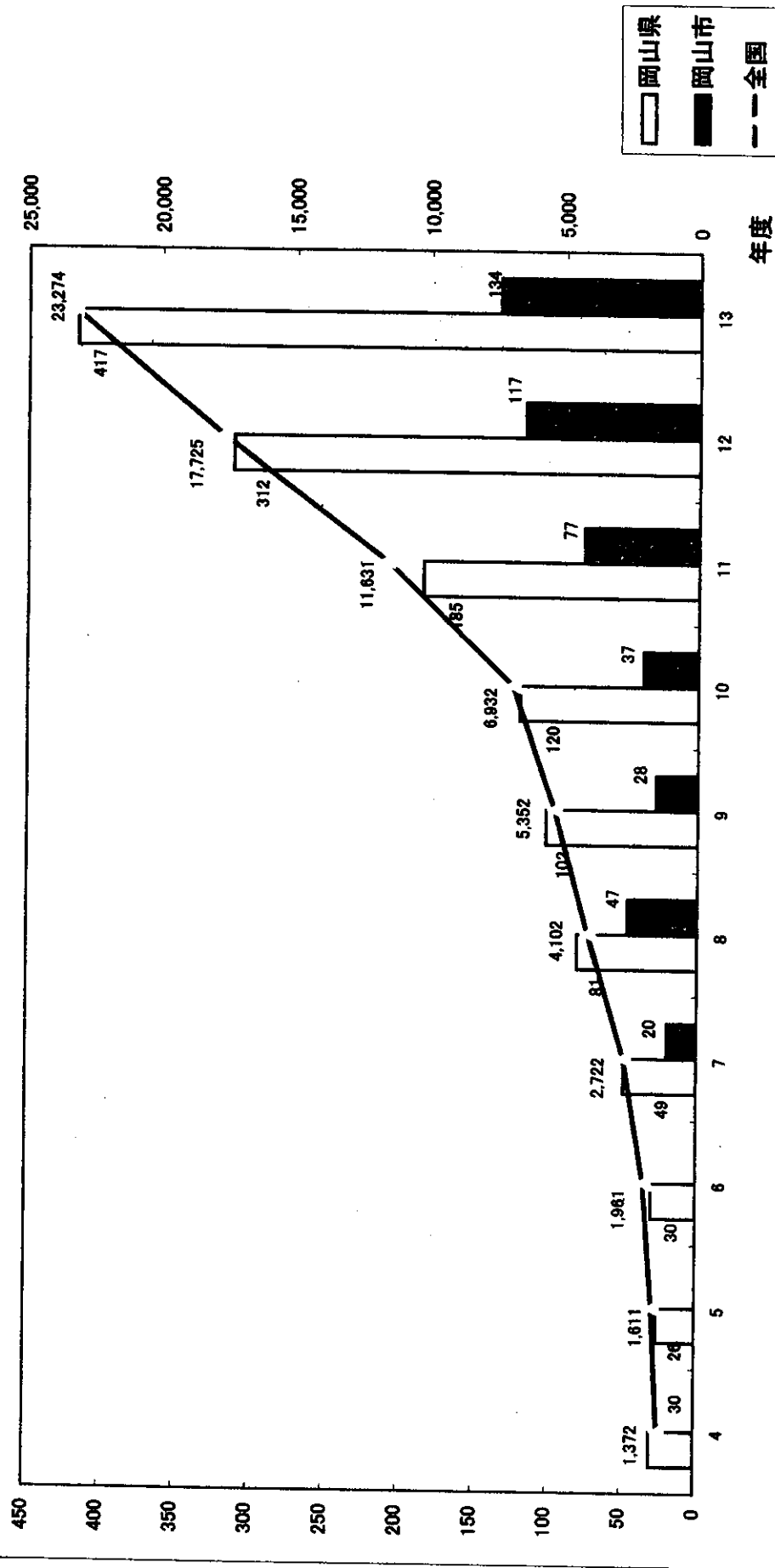
岡山市においては、近年、虐待件数の伸びが著しい。しかしながら、前述のとおり、このような傾向は全国どこでも見られることであり、このことがただちに同市における施策の評価につながるものではない。今後もしばらくは件数が増加すると予想される所であり、増加傾向がある程度落ち着いてから評価を行う必要があると考えられる。

子育て支援策に関する評価指標としては、前述のとおり、「子育て支援に関する相談機能を有する施設を設置する地域の割合」を設定することも考えられるが、岡山市の場合には次のような問題があり、設定が困難である。

- ① 子育て支援に関する機能を有する施設がそれほど多く設置されておらず、むしろ親子クラブなどの事業の方が家庭養育機能の向上に関して実績を挙げていると考えられる。
- ② 子育て機能の向上に関して施設機能を重視しない方針とも関係するが、子育て支援に関して基本となる地域単位を設定していない。

また、「子育て支援に関する相談を受けたり、子育て支援を目的とする事業の対象となった者の数」とすることも考えられるが、この場合においても、子育て支援を目的とする事業の範囲を確定することが困難であるとか、事業対象者の数を把握することが困難であるという問題がある。

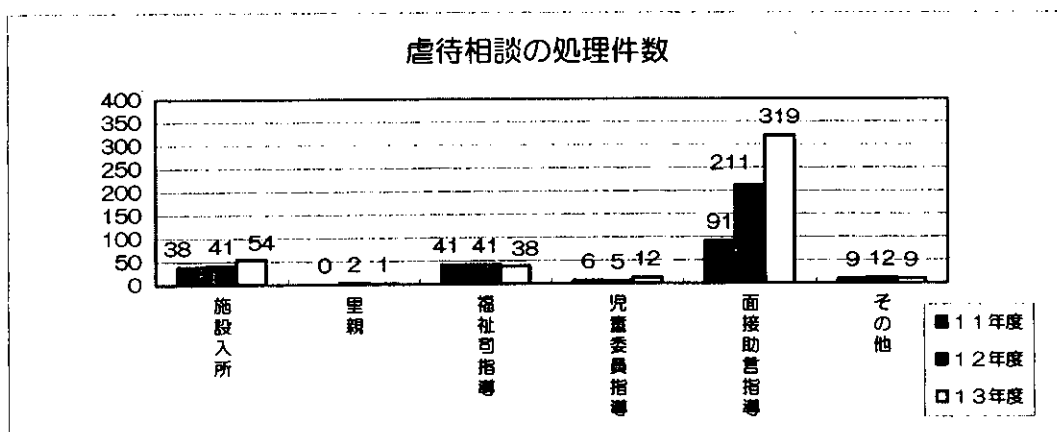
年度別児童虐待相談件数の推移



* 全国は処理件数
 * 岡山県は受付件数
 * 岡山市は受付件数

岡山県児童虐待相談受付状況

1 虐待相談の処理件数(複数処理有り)



2 虐待相談の相談種別・被虐待児の年齢別

